

(案)

平成 27 年度

事業計画書

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

<p>はじめに (社会福祉協議会の根拠法) (社会福祉の状況) (本会の概況) (本会の予算状況) (事業推進における留意点) (職員研修)</p> <p>運営方針</p> <p>事業実施計画</p> <p>I 基本方針</p> <p>II 重点目標 <u>社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> (1) 地域福祉関係 <u>社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u> (1) 受託事業関係 (2) 介護保険事業関係 (3) 障害者自立支援事業関係 (4) 事務局関係</p>	<p>III 事業内容 <u>社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> (1) 地域福祉活動の推進 (2) 心身障害者福祉の推進 (3) ひとり親（母子・父子等）家庭福祉の推進 (4) 老人福祉の推進 (5) 児童青少年福祉の推進 (6) 低所得者福祉の推進 <u>社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</u> (1) ボランティア活動の推進 <u>社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</u> (1) 地域福祉啓発の推進 (2) 調査広報活動 <u>前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u> (1) 各種募金活動への実践 (2) 在宅福祉サービスの充実 (3) 受託事業の推進 (4) 介護保険事業の実施 (5) 障害者居宅介事業の実施 (6) 事務局体制の整備、強化 (7) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化</p>
---	---

別添：月別事業計画書、組織体系図

社会福祉協議会職員行動原則

—私たちがめざす職員像—

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や業務に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

社協・生活支援活動強化方針

～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性～

【あらゆる生活課題への対応】

1. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、生活課題解決や予防に向けての取り組みを行います。

【相談・支援体制の強化】

2. 総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチ(地域へ出向く)の徹底】

3. 制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見する。

【地域のつながりの再構築】

4. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

5. 行政と協働で行うことが必要である、地域における、総合的な相談・生活支援体制の構築や権利擁護支援体制整備などを働きかける。

社会福祉法人大津町社会福祉協議会

平成 27 年度事業計画

はじめに

(社会福祉協議会の根拠法)

社会福祉法 第 1 章 「総則」

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法 第 10 章 「地域福祉の推進」 第 1 節 「地域福祉計画」

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法 第 10 章 「地域福祉の推進」 第 2 節 「社会福祉協議会」

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4 前第 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(社会福祉の状況)

地域社会では、高齢者や障がい者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の発生、若年者層や壮年層やホームレスの方を含め、身近に相談できる人がいないといった孤立や孤独の無縁社会化の問題などが潜在化していて、地域での声かけや見守り、目配りの必要性が指摘されています。また、制度の対象まではいかないが、ゴミ出しや電球の交換、重い物の移動や買物、衣替えや布団干し等、ちょっとしたことの手助けが得られずに生活に不便を抱えている人がいます。このように、制度だけでは対応できない地域の生活課題解決のため、住民と行政がお互いを補い合い協働して、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められています。

その際、市町村行政には、住民の福祉に責任をもつ主体として、3つのことが求められています。一つ目は、公的な福祉サービスを適切に提供し住民では対応できない困難ケースを受け止めること、二つ目は住民の地域福祉活動の基盤整備を行うこと、三つ目は地域の多様な生活課題を受け止めるための複数の制度を組み合わせて一体的に提供できるようにするといった取り組みの必要性が指摘されています。

こうした社会状況を踏まえ、地方分権時代における市町村の役割が増す中、少子高齢社会を迎えると、福祉問題はますます多種多様化し、また、それに伴って、住民の福祉ニーズも複雑化・複合化してきています。年々浮き彫りになる介護をする家族も含めた介護の問題（後期高齢者夫婦による老々介護・お互いが認知症同士の介護、親が子どもの介護をする親子介護、介護労苦による虐待の問題等）、一人暮らし高齢者支援の問題（認知症状の在宅生活支援、孤立死・無縁死・振り込め詐欺や悪徳商法の被害、セルフネグレクトによる地域間孤立等）、核家族化による家庭の福祉機能低下の問題（孤立化、無縁化等）、子育て支援や子育て環境の問題、障害児者の居る家族を含めた障害者の自立の問題、精神障害者の在宅生活復帰による地域社会の受入の問題、生活課題を自ら解決できずに、地域から疎外され孤立する問題、以上のような方が混在する家を支える仕組みの問題、限界集落の組織力低下の問題、地域コミュニティ再構築の問題など様々な福祉ニーズに対して、社会福祉協議会は、市町村行政とともに地域福祉推進の両輪として、地域福祉活動推進の中核的役割を担い、相談援助機能と地域組織化活動を生かし、住民の福祉ニーズの解決と福祉活動への参加を支援し、地域住民が望む福祉サービスや事業の提供を行ってきたところです。社会福祉協議会は住民の福祉意識を向上させ、地域の特性に応じた福祉サービスが、地域住民、行政、社協、社会福祉施設、NPO法人など公私協働のもと有効に機能するように、地域福祉の推進に取り組まなければなりません。

(本会の概況)

昭和 26 年（1951）10 月、旧大津町に誕生した社会福祉協議会は、昭和 31 年（1956）8 月の 6 箇町村合併により、その機構を拡大して新発足し、大津町社会福祉協議会となりました。昭和 35 年に福祉金庫・心配ごと相談所を開設、昭和 36 年に専任職員 1 名を採用、昭和 38 年に善意銀行を開行、昭和 39 年に規約を全面改正し、全戸会員制とし、分科会組織を問題別に改めました。そして、昭和 42 年（1967）県内の他の市町村に先駆け、社会福祉活動の機能を強化するため熊本県より社会福祉法人の認可を受けました。昭和 43 年に町から委託を受け家庭奉仕員派遣事業を開始、昭和 63 年に町からの委託を受け在宅老人給食サービス事業を開始しました。 福祉サービスの転換期に当たる平成 3 年には、町の老人福祉センター（特 A）建設に伴い、町より老人福祉センターの管理運営の委託を受け事務所を老人憩いの家より移し、ボランティアコーディネーターを配置し地域福祉活動の推進の拠点として活動を広めていきました。同時にデイサービス事業（C 型）を町から委託を受け開始、平成 7 年 10 月にホームヘルパーの登録制を導入し、平成 9 年度にホームヘルプサービスの訪問時間帯の延長を開始、平成 10 年度に地域住民に対して福祉意識の高揚を図るために第 1 回の福祉まつりを開催、平成 11 年度に、パソコン等の導入を行い介護保険の準備を開始しました。

平成 12 年度に介護保険事業（訪問介護、通所介護、居宅介護支援）に参入するとともに、介護保険外のサービスを新たに町より委託を受け在宅福祉サービスの拡大に努めました。併せて認知症高齢者などにも地域福祉権利擁護事業の補完的社協として福祉サービス利用援助事業等を行うとともに、児童福祉にも目を向け子育て支援事業などを町より委託を受けて開始、平成 13 年度より在宅老人給食サービス事業を全面受託し運営、平成 15 年度に障害者の支援費事業（障害者居宅介護事業）に参入し、平成 16 年度からは子育て支援事業を全面受託し、平成 18 年度からは総務関係の正規職員を 14 年ぶりに 1 名増員し、町より委託を受け地域福祉計画の策定と平行して地域福祉活動計画の策定を開始し併せて老人福祉センターの指定管理者の受託をし、平成 20 年度は、全面受託運営を行ってきた子育て支援関係事業を町に返還する準備を行い、社協本体の運営を身軽にするとともに第 1 次地域福祉活動計画並びに地域福祉計画を策定し新たな展開を図りました。

平成 21 年度は、第 1 次地域福祉活動計画並びに地域福祉計画に基づき、小地域福祉活動実践地区や推進地区の住民と共に、地域での福祉活動を考える座談会を開催し、地域住民の生活課題の解決支援や福祉ニーズの発掘に努めました。組織面では、地域福祉活動コーディネーター 1 名の採用や、ホームヘルパーの正規職員が退職を向かえる時期が近づいたためにホームヘルパー 2 名を採用し、職員退職後、補充していなかったデイサービスの生活相談員 1 名を採用し、将来の社協運営の体制づくりを行いました。平成 22 年度は、ボランティアセンターを設置しボランティア活動の推進の糸口を作ることが出来ました。社会状況を考慮して生活福祉資金相談員を緊急雇用対策で雇用し、失業者対策や低所得者対策に力を入れました。平成 23 年度は、生活福祉資金相談員を緊急雇用対策で継続雇用し、地域福祉権利擁護事業相談員も併せて雇用し、住民の福祉ニーズに対応してきました。平成 24 年度は、新たに地域福祉活動コーディネーター 1 名を採用し、地域福祉推進事業と同時並行で、介護予防事業を地域包括支援センターと共に強化し、右肩上がりの社会保障費の抑制に努めてきました。生活福祉資金相談員（単年補助）や地域福祉活動支援員などの専任職員を配置し相談機能を強化し、個別支援がスムーズに行えるように準備し、大津町ボランティア連絡協議会を設置し住民の福祉活動への参加促進を図ってきました。

平成 25 年度は、新たに地域福祉活動コーディネーターを 1 名増員し、ボランティアセンターや地域福祉権利擁護事業の運営に力を入れ、平成 26 年度は、第 2 期地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定を町と協働で行いました。

平成 27 年度は、介護保険制度の改正に伴う、地域包括ケアへの協力体制や介護予防支援体制の確立並びに本会の 5 年後の姿を現す計画である発展・強化計画の策定を行い、法制度に乗ることが難しい、課題が混在する家庭への支援（ひとり親家庭の子どもが障がい児で両親が要介護、母親は、DV で逃げてきて、精神障害で求職中であり低所得など）や社会的孤立防止や地域での孤立者の支援など、個別支援機能を強化すると共に、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）と併せて地域で支援できる力を強化し、権利擁護の立場から法人後見も視野に入れ、成年後見制度との連携を行い、地域住民との協働支援を模索し、これからも、地域の方々と一緒に福祉活動を推進する団体として、その時代、時代の福祉ニーズに応じた事業展開を行いたいと考えています。

(本会の予算状況)

本会の財源は、会費・寄附金・共同募金の地域配分金を基本とし、社会福祉協議会の使命である地域福祉の推進活動の重要性の高さ、信頼性の高さや公共性・公益性の高さから、利益収入を生まない事業を行う社協の運営費や地域福祉活動推進事業費（事務局職員等の人物費）は町からの補助金によって賄い、本来、町で行う事業である在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、食の自立支援事業給食サービス等）については、即効性・柔軟性・公平性などを考慮して事業を受託され、事業費を委託金によって賄っています。毎年安定した収入状況であった会費・寄付金・共同募金の地域配分金等が、近年では減少傾向にあると共に収入の大半を占める在宅福祉サービス事業の委託金については、介護保険事業同様、利用者変動により左右される見通しのつけにくい実績に応じた収入となっています。福祉事業には人員を配置する必要があるために、変動する収入収支に対して潤滑油的な役割として、介護保険事業等を行い、収益を地域福祉の推進の為に活用していますが、利用者の利用のばらつきと介護報酬改定などで困難な状況にあります。

今後、信頼される福祉サービスを供給するためには、潜在する利用者の掘り起こしを行い、利用者を確保するとともに、正規職員の兼任及び非常勤職員等の雇用により、適切な人事配置を行ない、効果的に事業を存続していくために安定した収支を確保し、より一層在宅福祉サービスの効率化、合理化に努力し、地域住民や利用者様から選ばれ、活用されるサービスを実施して行かなければなりません。

(事業推進における留意点)

- 地域住民との共通理解を深め連携強化を図ります。
- 事業実施に際しては職員の意識を統一するために事前協議を行います。
- 事業運営においては、委員会などを組織して地域住民や障害者等の意見が反映された事業を行います。
- 各関係機関や団体等との連携の強化を行います。
- 地域間交流、世代間交流の強化を行います。
- 福祉啓発の推進及び住民意識の高揚を図ります
- 在宅福祉サービス利用者の接遇・処遇に関しては、職員の意識を統一するために研修会やケース検討会議等を重視し定期的に行います。
- サービス利用者個人のニーズを考慮し、個人のニーズに合ったサービスが提供できるように環境整備を行います。
- 地域住民に活用されるサービスの提供方法を考慮します。
- サービス利用者に不利益が生じないように、職員、事業、関係機関との情報の共有を行います。
- サービス利用者や要支援者が地域から孤立しないように努めます。
- 地域に積極的に出かけて行き、地域から孤立している方を発見し支援につなげて行きます。新
- 個人情報の保護に努めます。

(職員研修)

- ・ 県社協や市町村社協連絡協議会や各種協議会が開催する研修会、共同募金及び日赤が開催する研修会への職員の派遣を行います。
- ・ その他、新規事業推進及び資質の向上のため、先進地社協等への職員の派遣を行います。
- ・ 職場内研修を充実します。(講師を招いての研修を含む)
- ・ 職員の意識を統一し、各事業の進捗状況を把握するために、職員会議を定期的に行います。
- ・ 担当部署等の会議を開催して、職員間の資質の向上並びに技術の研鑽に努めます。

運営方針

- ・ 人権の尊重。(利用者、当事者などの意見の尊重)
- ・ 町民と共に地域を創る。(住民主体、住民参加・参画、地域との連携)
- ・ 利用者に喜んでご利用いただけるサービス環境づくり。
- ・ 職員の専門性及び資質の向上。
- ・ 法令遵守。

事業実施計画

I. 基本方針

社会福祉法の中で唯一、「地域福祉を推進する団体」と位置付けられた本会としては、福祉の公的な立場から、人権の尊重・個人ニーズの重視、公益の地域社会への還元など、これまで築いてきた実績をもとにして、介護保険事業はもとより、介護認定外の虚弱高齢者の方や、その介護者の方々に対しての精神的支援及び介護予防などの観点から元気高齢者の対策事業等、町からの受託事業と併せて実施を行うと共に、利用者が比較的少なく採算性が難しく民間事業者の参入が低迷している障害者総合支援法の居宅介護事業（障害児者へのホームヘルプサービス事業）の推進に努め、在宅障害児者の社会参加の促進や自立支援に向けての体制作りを行います。

一方では、介護保険事業を一体的に行うことにより、採算性は難しいが本町に必要な事業等を運営面から支えながら実施します。支援が困難な事例等については、利用者の方々に対して不利益にならないよう関係機関との連携強化に努めます。

また、家族・友人・近隣・ボランティア等による声かけ・見守り・励まし等を組織的に推進し、在宅の要援護者の自立を支援していくために、日常的に接する人々が積極的に参加する地域的なネットワークづくりを推進していくと共に、ふれあい、助け合い、支え合いを基本とする地域住民の福祉活動の組織化（地域組織化活動）と在宅福祉サービスを緊密な連携をもちながら全体を作形する有機的に連携させ、より厚みのある在宅福祉サービスを展開していくことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。これまで本会において取り組んできた在宅援助のノウハウと他事業と連携したサービス提供を視野に入れた社協らしい事業展開を生かし、在宅福祉の更なる向上に努めます、今後、社協が実施する事業を地域福祉推進事業の発展を図るとともに、多角的・総合的な事業経営に取り組んでいくことを基本方針とします。

II. 重 点 目 標

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地 域 福 祉 関 係

- ・ 地域福祉推進事業を行います。 【町補助・受託事業】
- ・ 町と協働で地域福祉推進の組織体制作りを行い、小地域福祉活動推進地区を指定しながら、他機関の事業や自主的に取り組んでいる地域と協働で地域福祉の推進に取り組みます。
- ・ 第2期地域福祉活動計画並びに町地域福祉計画の推進を行います。

期間：平成27年度～31年度【5年間の中期計画】

- ・ 生活福祉資金相談員を配置し、失業者や低所得世帯、生活困窮世帯の家計支援を行いながら生活自立の助長支援行います。 【町補助等事業】
- ・ 地域福祉権利擁護推進員を配置し福祉サービスの利用援助を行います。 【町補助等事業】
- ・ 生活困窮者自立支援制度（平成27年4月1日施行）への対応を行うため、日常生活自立支援員配置の検討を行います。 **新**

2. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 受 託 事 業 関 係

- ・ 介護予防・生活支援事業や地域支援事業を受託し高齢者が要介護状態になることを予防します。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、地域での役割を持ち、在宅生活を元気で健康に長期間続けられるように支援します。
- ・ 地域包括支援センターと緊密な連携を図ります。
- ・ 第6期高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の推進に寄与します。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の推進に寄与します。 **新**
- ・ 地域福祉権利擁護事業を推進し日常生活の自立支援と福祉サービスの利用援助を行います。

(2) 介 護 保 険 事 業 関 係

- ・ 要介護状態や要支援状態になつても、できるかぎり高齢者が地域コミュニティの中で自立して暮らせるように支援します。
- ・ 居宅介護支援事業を拡大します。（介護支援専門員3名体制）
- ・ 2015年度の介護保険制度の改定に伴い、事業所加算を行います。 **新**
- ・ 2015年度から市町村事業へ移行となつた要支援1、要支援2の方への対応準備を行います。
- ・ 介護保険事業継続の検討を行います。
- ・ 町内の介護保険関係事業所等との連携を深めます。

(3) 障 害 者 自 立 支 援 事 業 関 係

- ・ 障害者総合支援法の居宅介護事業、同行援護事業、行動援護事業を行い、障がいをお持ちの方が地域コミュニティの中で自立した生活ができるように支援します。
- ・ 移動支援事業を実施します。
- ・ 特定事業所加算の申請を行います。 **新**
- ・ 障害者相談支援センターと連携を深め、町内の障害者施設や事業所等との連携を深めます。
- ・ 障害者福祉計画の推進に寄与します。

(4) 事 務 局 関 係

- ・ 前々年度より継続している第1期社会福祉協議会発展強化計画の策定を行います。 **新**
期間：平成28年度～32年度【5年間の中期計画】
- ・ 事務局組織を強化し、情報伝達機能を向上させ、地域福祉推進体制の整備を行います。
- ・ 地域福祉権利擁護事業の推進体制の整備を行い成年後見制度との連携を深めます。
- ・ 事務局など各部署の役割分担を明確にします。
- ・ 新会計基準への対応を行います。 **新**
- ・ 消費増税に伴う対策準備を行います。（平成28年10月より8%から10%へ改定） **新**

III. 事 業 内 容

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地 域 福 祉 活 動 の 推 進

- 地域の福祉ニーズ把握の推進及び連携強化のために地域福祉推進座談会を行います。
..... 【小地域福祉活動推進地区の指定】
- 地域福祉活動コーディネーターによる小地域福祉活動実践地区の支援を継続します。
- 地域福祉活動コーディネーターによる小地域福祉活動推進地区の支援を行います。
- 小地域福祉活動実践地区に対して活動費の補助を行います。 【実践地区活動費補助】
- 地域福祉推進委員の育成を行います。(ワークショップ形式の研修など)
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会をとおして住民の視点による進捗管理を行います。
- 自主運営でふれあいサロンを実施している地区へ、人的援助(講師等の派遣)や運営費の補助を行います。 【ふれあいサロン推進事業】**共募**
- 福祉活動専門員により社会福祉事業の総合的な企画及び実施を行います。
- 第2期地域福祉活動計画と地域福祉計画の推進を町と協働で行います。

(2) 心 身 障 害 者 福 祉 の 推 進

- 在宅の心身障害者の社会参加への支援を行います。 【県身障者体育大会】
- 心身障害者を介護している方々に対して、心身のリフレッシュと相互間の交流を図るためにレスパイト事業を行います。 【ふれあい交流バスハイキング】**共募**
- 身体障害者福祉会活動への協力をしています。

(3) 老 人 福 祉 の 推 進

- 老人クラブ連合会活動への協力を行います。
- 一人暮らし高齢者に対して、良い年を迎えて頂くために民生児童委員と協力して年末に鏡餅の配布を行います。 【鏡餅の配布】
- 翔陽高校や訪問介護事業所などの協力を得て合同調理会を実施し、高齢者がいつまでも元気に地域で暮せるよう支援を行います。 【高齢者料理教室】**共募**
- 地域で高齢者を敬う心を育てる事業を行った地区的支援を行います。 【敬老会奨励補助金】
- ひとり暮らし高齢者等の安否確認や心のケアを行います。 【もしもし電話サービス】**共募**

(4) ひとり親(母子父子)家庭 福祉 の 推 進

- ひとり親家庭の児童や保護者に対して、ひとり親家庭相互間の交流を行うことにより地域支援体制を行います。
..... 【菊池郡市親と子の集い及びレクリエーション大会】
..... 【一日ふれあい交流会】**共募**
- 結婚50年を迎える寡婦世帯等に対して金婚式を行います。 【一人だけの金婚式】
- 母子寡婦福祉連合会活動への協力を行います。

(5) 児 童 青 少 年 福 祉 の 推 進

- 社会福祉施設利用者の方々との交流を通して、やさしい心を育てます。(ワークキャンプ)
..... 【社会福祉施設体験事業】**共募**
- 主任児童委員と連携を取りながら、児童青少年の健全育成に協力します。
- 子育て支援課や子育て支援関係事業と連携を深めます。(NPO法人など)
- 行動計画(次世代育成支援対策推進法)の推進に寄与します。
- 児童相談を実施します。

(6) 低 所 得 世 帯 福 祉 の 推 進

- 生活福祉資金相談員の配置 【町補助と自主財源にて実施】
- 生活福祉資金貸付事務の受託・運営を行います。
- 福祉金庫の運営を行います。(償還促進における督促状及び個別支援等の強化)
- 生活困窮者自立支援制度への対応準備を行います。**新**

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(1) ボランティア活動の推進

- ボランティアセンターの運営を行います。
- ボランティアセンターにおいてボランティアの養成・登録・斡旋・需給調整を行います。
- ボランティアコーディネーターによる個人や団体のボランティア活動の支援を行います。
- ボランティアに興味がある方を把握します。(団体・個人) 【ボランティア登録】
- 各種ボランティアサービスの需給調整を行います。
..... 【点訳、音声訳、整髪、もしもし電話、毛布乾燥、季節のお便り、その他】**共募**
- 各種ボランティア講座を実施し人材育成を行います。
..... 【傾聴、音声訳、手話、点訳講座、その他講座】**共募**
- ボランティア協力校事業の支援を行います。(小学校 7、中学校 2、高校 2、支援学校 1)
..... 【町内 12 校】**共募**
- 企業を含めてボランティア活動の啓発を行います。 【ボランティア活動推進セミナー】**共募**
- 町内ボランティア相互の交流を行い、ボランティア活動の推進を行います。
..... 【ボランティア交流会】**共募**
- 情報をより早く、より多くの町民の方々に周知するために伝言板の設置を行います。
..... 【ボランティア伝言板】**共募**
- ボランティア関連機関や団体との連絡調整並びに連携を行います。
..... 【大津町ボランティア連絡協議会】**共募**
- ボランティア情報の発信を行います。 【ボランティア情報紙】**共募**
本会での単独発行に向けての検討を行います。
(現在は、毎月 1 回、社協広報「ふれあいネットワーク通信」に掲載。)
- ボランティア関係担当者会議を行います。 【学校・施設・団体等担当者、ミニデイ運営ボランティアや協力員及びふれあいサロン支援員等、給食配達ボランティア、傾聴ボランティア等】**共募**
- 配食ボランティアの支援を行います。
「食」の自立支援事業給食サービス（自立生活支援型）の配食部分を担当する、住民参加型のボランティアの支援を行います。
- 住民参加型在宅支援サービスの（困りごと支援ボランティア）の検討を行います。**新**
在宅生活の困りごとに対して、法外援助活動を行うボランティアの育成検討を行います。
- 各種ボランティア団体や個人、NPO 法人、生活支援サービス事業実施団体、企業などへの助言、育成を行います。
- ボランティアに対しての相談援助並びに需給調整を行います。
- 善意銀行の運営を行います。（物品などの預託を行い必要団体等への払出を行います。）
- 各種の福祉啓発ビデオの無料貸出しを行います。
- 収集ボランティアの支援を行います。（古切手、テレカ、書損じ葉書など）
町内個人や企業等からの取りまとめを行い障害者支援団体「お誕生日ありがとう運動本部」などに送付します。
- 福祉教育の推進を行います。（依頼のあった学校等へ福祉教育の出前講座を実施します。）
- 生涯学習関係機関との連携を深め、福祉人材バンクの設置検討を行います。
- 災害時ボランティアセンター設置訓練を継続して行います。（職員・町民向け）
- 災害時ボランティアの育成に努めます。（災害時ボランティアセンターマニュアルの作成等）
- 大津町ボランティア連絡協議会との連携を図り、住民の参加のための援助を行います。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(1) 地域福祉啓発の推進

- 町民の福祉意識の啓発を図ると共に、地域への感謝の意味を込めて福祉のイベントを開催します。（毎年 10 月の第 3 日曜日に開催） 【第 17 回福祉まつり】**共募**

- 地域福祉活動にご協力いただいている民生児童委員の方々に対して、感謝の意を込め記念品を贈呈します。(次年度一斉改選：平成28年12月1日) 【民協退任記念品】
- 懇談会を実施することにより、地域に潜在する福祉課題を発見し、地域住民相互の支え合う心を育て、地域支え合い活動の啓発推進を行います。 【地域福祉推進懇談会Ⅰ・Ⅱ】**共募**
- 地域福祉推進のために啓発用チラシを作成し、地域住民の方々に対して情報の発信を行います。 【募金協力者一覧】**共募**
- 各種団体と連絡調整を密にし、連携を深めます。
- 福祉団体への助成を行います。 【7団体】

民生児童委員協議会	老人クラブ連合会	更生保護女性会	遺族会
身体障害者福祉会	母子寡婦福祉連合会	ボランティア連絡協議会	

(2) 調査広報活動

- 定期的に福祉ニーズ調査を行い、福祉ニーズの把握に努めます。(平成8年度より継続実施)
 - 【ひとり親等世帯、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦等の各世帯、高齢化率、その他】
 - 【行政区別 世帯数、男女別人口、年齢別人口、要介護認定者数、その他】
- 町民の福祉意識の啓発を図ると共に、福祉事業や社協事業の福祉情報の発信を行います。
 - (毎月1回、生涯学習情報紙に掲載。) 【社協広報「ふれあいネットワーク通信」の発行】
 - ホームページの運営 **新**アドレス <http://o-shakyo.info/>
 - 社協ブログ(日記)の運営 **新**アドレス <http://blog.goo.ne.jp/o-shakyo>
 - ツイッター(ミニ日記)の運営 アドレス <https://twitter.com/oozushakyo>
 - フェイスブック(情報掲示板)の運営 アドレス 【大津町社会福祉協議会】
 - SNS(ソーシャルネットワークサービス)のルール化を図ります。 【SNSマニュアルの作成】**新**

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 各種募金活動の実践

- 日本国内外への福祉の推進に貢献するために、共同募金・日赤社費の募集への協力をしています。

(2) 在宅福祉サービスの充実

- 在宅の高齢者、障害者等が快適な環境で暮せるように支援を行います。.... 【介護用品の無料貸出】
- 判断能力がやや不足する方々に対して、熊本県地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)
【日常的金銭管理サービス事業、福祉サービス利用援助事業】に取り組みます。
 - 【平成21年度から県社協より全面委託を受託済み】
- 成年後見制度との連携を深めます。 【行政申立て等】
- 高齢者虐待防止に努めます。
- 障がい者の虐待防止に努めます。
- 児童虐待の防止に努めます。**新**

(3) 受託事業の推進(介護予防・生活支援事業、地域支援事業)

(ア) 生活管理指導員派遣事業の実施 【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を深め、介護認定非該当者に対して、自宅に生活管理指導員を派遣し、在宅生活での家事支援等を行います。(利用拡大及び内容見直し)

(イ) 「食」の自立支援事業給食サービス(自立生活支援型)の実施 【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を深め、ひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の支援を行うため給食(昼食)を配達するとともに、ボランティアの協力により安否確認等を行います。
- 配達日は、祝日祭日、土曜日を含めた週6日(日曜日以外)実施します。(最高3日/週)

(ウ) 介護予防はづらつ元気づくり事業の実施 【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を深め、介護認定非該当者等に対して、認知症・介護予防、社会的孤立の予防等を目的として通所サービスの提供を行います。(利用拡大)
- 地域包括支援センターと連携を深め、介護予防の効果を検証する為に評価プログラム(運動機能、口腔ケア、栄養指導)に重点を置いて事業を行います。

- ・ 単独での実施場所を確保し、介護予防プログラムの提供を重点的に行います。
 - ・ 町と協働で健康推進の観点から IN Body(インボディ)機器を活用し筋力の統計データー化を図り継続して身体状況の変化を把握します。[新]
- (エ) 介護予防型ミニデイふれあい事業の実施 【町受託事業】
- ・ 地域包括支援センターと連携を深め、介護予防の効果を検証するために評価プログラム（運動器機能向上、口腔ケア、栄養指導）に重点を置いて事業を行います。
 - ・ 指導員等を派遣し、地域の高齢者に対して、認知症・介護予防及び生きがいづくりを目的として地域の公民館や集会所等を利用しミニデイふれあい事業の提供を行います。
 - ・ 看護師を派遣し、地域の高齢者に対して、利用者や地域住民等の認知症や要介護等の早期発見や相談支援を行います。[新]
 - ・ 住民主体の集まりであるふれあいサロンへ指導員の派遣を行うと共に、地域内で健康であることを喜び確認し合えるつどいの場の支援を行います。
 - ・ 介護予防型ミニデイふれあい事業地区交流会を実施します。（活動の支援）
 - ・ 指導員の研修を重ね、資質の向上やスキルアップを行い、質の高いサービスの提供を行います。
 - ・ 町と協働で健康推進の観点から IN Body 機器を活用し筋力の統計データー化を図り継続して身体状況の変化を把握します。[新]
- (オ) 心配ごと相談所の設置・運営 【町受託事業】
- ・ 気軽に来所できる場所に無料相談窓口を週 1 回開設し、高齢者等の様々な相談に応じ、地域の福祉ニーズの早期発見・解決に努めるとともに、その問題解決に努めます。
 - ・ 総合的な相談に対応できるような仕組みづくりの検討を行います。
- (カ) 老人福祉センター管理運営 【町受託事業】
- ・ 地域福祉の拠点の確保として、老人福祉センターの指定管理業務を行い、平成 28 年度からも指定管理の受託が出来るように準備を行います。（平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間指定）
- (キ) 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業) 【県社協受託事業】
- ・ 生活支援員などにより、認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言を行うと共に、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行います。
 - ・ 日常的金銭管理サービスを行い地域福祉権利擁護事業利用者の支援を行います。
 - ・ 地域福祉権利擁護事業利用者に対して利用料の補助を行います。（町社協独自補助）
 - ・ 法人後見も視野に入れつつ、成年後見制度との連携を深めます。
- (4) 介 護 保 險 事 業 の 実 施
- (ア) 居宅介護支援事業(介護予防居宅介護支援事業含む)
- ・ 介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、適正な介護相談、ケアプランを提供するとともに、モニタリングの強化を行い、適切なサービスの利用促進に努めます。
 - ・ 介護支援専門員（ケアマネージャー）【嘱託】を増員し、3 名体制で事業規模の拡大を図り、事業所の円滑な運営を行います。[新]
 - ・ 地域包括支援センターと連携をとり、高齢者が要支援状態等となった場合において、IADL（手段的日常生活動作）重視のアセスメントやモニタリングの強化を行い、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、関係機関と連携をとり生活全般にわたる自立支援を行います。
 - ・ 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
 - ・ 関係機関との連携強化を図ります。
 - ・ 高齢者虐待防止に努めます。
 - ・ 法令遵守に努めます。
 - ・ 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(イ) 訪問介護事業

- ・ 高齢者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行います。
- ・ 個別援助計画作成を徹底し、手順書等を整備し均一なサービス提供に努めます。
- ・ 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- ・ 特定事業所加算の対応へ向けて準備を行います。**新**
- ・ 関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者虐待防止に努めます。
- ・ 法令遵守に努めます。
- ・ 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(ウ) 通所介護事業

- ・ 高齢者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。利用者に対しては、個別援助計画作成を徹底し、均一なサービス提供に努めます。

(定員 30 名 通常規模通所介護 所与時間 5 時間以上 7 時間未満)

- ・ 利用者ニーズに今まで以上に応えるため職員の資質の向上に努め、本会らしいサービスを展開します。
- ・ 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- ・ 単独での実施場所を確保し、事業の効率的な提供を行います。**新**
- ・ 関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者虐待防止に努めます。
- ・ 法令遵守に努めます。
- ・ 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(エ) 介護予防訪問介護事業

- ・ 地域包括支援センターと連携をとり、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる自立支援を行います。
- ・ 平成 28 年度へ向けた要支援者対策を検討します。
- ・ 高齢者虐待防止に努めます。

(オ) 介護予防通所介護事業

- ・ 地域包括支援センターと連携をとり、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。
- ・ 平成 28 年度へ向けた要支援者対策を検討します。
- ・ 高齢者虐待防止に努めます。

(カ) 介護職員処遇改善の実施

- ・ 介護職員等の処遇改善を図ることを目的として年度末の 3 月に一時金（特別勤勉手当）を支給します。

(5) 障害者居宅介護事業の実施

(ア) 指定障がい福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、移動支援等）

- ・ 在宅の障がい（児）者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい（児）者など）の潜在的ニーズに対応するため、その有する能力に応じ、社会参加を支援し、自立した日常生活ができるようにホームヘルパーを派遣し支援を行います。

- ・ 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 【居宅介護】
- ・ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。 【重度訪問介護】
- ・ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 【同行援護】
- ・ 市町村事業の移動支援事業を実施します。
- ・ 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うため事業所申請を行います。 【行動援護】
- ・ 特定事業所加算を行います。 **新**
- ・ 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- ・ 関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 乳幼児・児童等相談支援会議への参加を行うことにより地域ニーズの把握行います。
- ・ 障がい者虐待防止に努めます。
- ・ 法令順守に努めます。
- ・ 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(イ) 福祉・介護人材の処遇改善事業

- ・ 介護職員等の賃金改善を図ることを目的として年度末の3月に一時金を支給します。

(6) 事務局体制の整備・強化

(ア) 第2期地域福祉活動計画の推進(わがまち 大好き！ 大²作戦 part2)

- ・ 地域福祉を推進するためを、行政計画である地域福祉計画と併せて行政担当部署と協働で事業推進を行います。

(イ) 第1期社会福祉協議会発展・強化計画の策定

- ・ 第2期地域福祉活動計画と地域福祉計画の策定を受け、第1期の社会福祉協議会発展・強化計画を策定し、行政担当部署と協働で地域福祉の推進を行うために基盤整備と組織体制の強化を行います。 【平成28年4月1日～平成32年3月31日：5年間の中期計画】

(ウ) 組織の再編成

- ・ 多角的事業経営を効率的に進めるために、組織の再編成を行います。
- ・ 地域福祉推進のための自主財源の確保に努めます。

(エ) 担当職員の配置

- ・ 多角的事業経営に向けて、組織の再編を行い、柱となる担当職員の配置を行い利用者が不利益を被らないように、指令系統を強化し、連絡調整の漏れを防止します。

(オ) 情報伝達機能及び連携機能の強化

- ・ 多種多様なサービスの展開により増加したサービス利用者や関係機関に対して、利用者や各機関に不利益が生じないように正確な情報伝達機能の強化を図り、各関係機関や協力機関との連携機能を強化します。

(カ) 職員の資質向上

- ・ 職員の資質の向上及び均一を図ると共に職員相互間の研修並びに各部門の交流を行います。
 - ◆ 職員合同会議の開催 1回／月【正規職員定例会議】
- 各担当部門から出される、利用者さんの要望や事業に対しての提言等を検討し社会資源開発の検討を行うと共に社協運営の検討も行います。

◆ 担当部門会議の開催 1回／月

ホームヘルパーミーティング	地域福祉権利擁護事業ミーティング
デイサービスミーティング	給食サービス担当ミーティング
ミニデイふれあい事業ミーティング	事務局ミーティング(不定期)
その他関係機関との連携ミーティング	ケアマネ俱楽部
	乳幼児・児童相談支援会議

各部門の利用者からの要望や事業に対しての検討を行いサービスの向上を図ります。

◆ 職員研修会の開催

講師を招き、職員全体研修会の開催	4回/年
介護職員向けのスキルアップ研修の開催	6回/年
防災訓練の実施	2回/年

(7) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化

- 市町村福祉関係計画の推進に積極的に協力します。
.....【高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、健康づくり推進計画】
- 市町村福祉関係以外の計画の推進に積極的に協力します。
.....【振興総合計画、行動計画、まちおこし大学運営委員】
- 町イベント関係へ職員の派遣
.....【つつじ祭り実行委員会、からいもフェスティバル実行委員会、その他】
- 地域イベント関係へ職員の派遣【小地域福祉活動の地域行事、その他】
- 福祉関係会議などへ職員の派遣
.....【地域ケアサービス会議、子育て支援総合連絡会議、児童虐待防止ネットワーク連絡会議】
- 福祉関係団体などへ職員の派遣
.....【民生児童委員協議会定例会、老連関係定例会、市町村社協連合会等】
- 生涯学習関係へ職員の派遣
.....【スポーツ推進審議会委員、生涯学習推進会議、大津町青少年育成町民会議】
- 大津警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会や大津町交通安全対策会議へ職員の派遣
- 男女共同参画推進懇話会への職員の派遣
- 菊池地域リハビリテーション推進会議並びに井戸端会議への職員の派遣
- 菊池地域精神障がい者地域移行支援連絡会議（仮称）への職員の派遣
- 菊池圏域地域自立支援協議会並びに関係部会への職員の派遣
- 菊池地域精神保健医療福祉連絡会及び菊池地域自殺対策連絡会への職員の派遣
- つつじ祭り戦没者追悼式を遺族会と合同で行います。【遺族会と協働】
- 法外援助を行います。【行旅病人支援】
- スペシャル駅伝大会の支援【肥後大津ロータリークラブ主催】
- 関係機関や関係事業者の連絡協議会の組織化を図ります。
.....【介護保険事業所、障がい者支援事業所、見守り関係事業所等】
- その他、本会が協力する事業へ職員の派遣を行います。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会
平成27年度 月別事業計画書

月	法 人 運 営 (総 務) 関 係	地 域 福 祉 等 関 係	小 地 域 福 祉 活 動 関 係	協 力 事 業 関 係
4	各種契約 役員変更登記(任期満了) 決算準備 補助金、委託金報告 補助金申請 第1回補助金、委託金等請求	ひとり親(母子父子等)家庭調査 <u>1日ふれあい交流会(4/26)</u>		戦没者追悼式 4/18 つつじ祭り 4/19 スペシャル駅伝 4/11 嘱託員会議 4/28
5	監査(前年度決算)5/中旬 資産変更登記 役員会(事業報告、決算)5/末	一人暮らし高齢者調査(5/8) 二人暮らし高齢者調査(5/8)	地域福祉推進懇談会 I (5/14)	各種団体総会 県身障体育大会 5/10 民協 PR 強化月間
6	法人現況報告 社会福祉協議会全国会議(東京都) 6/10~11	地区別高齢化率統計 地区別世帯数統計 地区別人口統計 在宅介護者のつどい I	地域福祉推進委員研修会 I	
7				社明運動等 7/4 民協先進地研修(台湾) 7/5~7
8		福祉まつり実行委員会(第1回) 在宅介護者のつどい II	地域福祉推進委員先進地日帰研修	つくしの里夏祭り 8/1
9	一人だけの金婚式募集		地域福祉推進懇談会 II (9/29)	
10	社協会費募集(10/1)	福祉まつり実行委員会(最終) 福祉まつり準備(10/17) 第17回福祉まつり(10/18) 一人だけの金婚式(10/18) 在宅介護者のつどい III		支援学校 ふれあいサンテー(10/25) 町防災訓練(10/25)?
11	第2回補助金、委託金等請求	一人暮らし高齢者調査(11/6) ふれあいバスハイキング(11/8)	地域福祉推進委員研修会 II	からいもフェスティバル(11/15)
12	県指導監査	高齢者料理教室 一人暮らし高齢者鏡餅配布(12/27)		チャリティもちつき(12/27)
1				民協懇談会(1/8)
2		在宅介護者のつどい IV		
3	役員会(次年度計画、予算等) 補助金変更申請等		地域福祉計画等推進委員会	
毎月	総 務	地 域 福 祉	在 宅 福 祉	年 間
	登記関係 役職員関係 研修会関係 賛助会員受付 介護保険事務 訪問系サービス事務 委託事業事務 職員給与 福利厚生 退職手当積立基金管理 一般会計事務 寄付金事務 各種募金事務 福祉金庫事務 老人福祉センター管理 福祉団体援助 法外援助(行旅人対応等) 広報紙の発行(1回/月)	地域福祉推進事業 地区座談会への参加 地域福祉説明会への派遣 実践地区・推進地区との調整 心配ごと相談(1回/週) 心配ごと研究協議会(1回/月) 生活福祉資金 福祉金庫 各種相談、援助業務 他機関との連絡調整 各種会議への参加 情報の提供 地域福祉権利擁護事業 福祉サービス利用援助事業 (日常的金銭管理サービス) 実習生関係 視察関係 各種団体定例会	委託事業の需給調整 障害者自立支援関係 生活管理指導 介護予防はつらつ元気づくり事業 介護予防型ミニデイふれあい事業 食の自立支援 介護者サロン(6回/年) センター管理 (指定管理者等) 通所介護(予防含む) 訪問介護(予防含む) 障害居宅介護 居宅介護支援 (予防含む) 福祉用具の無料貸出	広報原稿締切日 広報おおづ (1日発行) 前月 10日迄 生涯学習情報紙 (15日発行) 前月 25日迄

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会
平成27年度 月別事業計画書

月	ボランティアセンター関係	共同募金関係	日赤関係	職員研修関係
4	決算準備 <u>協力校申請</u> <u>協力校報告</u>	予算・決算 配分金交付請求 地域配分金内訳表 チラシ依頼 (生涯学習情報)	予算・決算 担当者会議 社協広報5月号掲載準備	
5	町内担当者会議 (学校、施設、関係団体、合同) <u>給食ボランティア会議</u> 各種講座	計画書の提出 配分申請	社員運動強化月間 担当者研修会 日赤社費募集説明会 (区長会へ依頼) 5/14 社協広報5月号掲載	
6	<u>ボランティア活動推進セミナー</u>	資材調査	社費受付 日赤講習会(2回)	
7	ボランティア体験月間(7月~8月) 各施設夏祭り <u>社会福祉施設体験説明会(7/12)</u> <u>社会福祉施設体験事業(7/21~8/25)</u>	県担当者会議 交付金領収書	計画書・精算書	
8	ボランティア体験月間(7月~8月) <u>社会福祉施設体験事業(7/21~8/25)</u>	説明会準備		
9	福祉まつりボランティア募集	役員名簿 社協広報10月号掲載準備 募金運動説明会(9/29)		
10	福祉まつりボランティア(10/17~18) 町総合防災訓練(10/25)?	赤い羽根運動開始(10/1) 各種別募金準備 社協広報10月号掲載		
11	県ボランティア月間(11/1~11/30) 火の国ボランティアフェスティバル in 宇城(11/7~8) ボランティア交流会	街頭募金 法人募金(11/6)		
12		チャリティもちつき(12/27) 街頭募金(12/27) 大口寄付者名簿		
1		総括計算書	社資報告	
2		広報による報告		
3	ボランティア保険更新 協力校報告依頼			
毎月	ボランティア ボランティアセンターの運営 ボランティア登録 ボランティア斡旋 ボランティア需給調整 ボランティア保険事務 個人団体ボランティア支援 ボランティア相談業務 推進協力校支援 福祉教育支援(出前講座等) 町内担当者支援 善意銀行の運営 ボランティアサービスの調整 関係機関や団体との連携 ボランティア連絡協議会連携事務	共同募金 10月~12月 募金受付	日赤 5月~6月 社費受付	職員研修内容 精神障がいとは? 個人情報保護法 知的障がいとは? 感染症対策 社協とは? リスクマネージメント 記録の方法とは? 救急法 災害時の対応とは? 避難訓練 ニーズとは? 地域福祉について 交通安全とは? 視覚障がい 認知症とは? 障がい者虐待防止法 ゲートキーパーとは? 予防と介護と支援 利用者待遇とは? アーション 発達障害とは? 感染症とは? 総合防災訓練

地 域 住 民																			
第2期地域福祉活動計画並びに地域福祉計画 行政と協働 「わがまち大好き！大作戦」Part II																			
監査（監事）				第三者委員会（第三者委員）															
理事会（理事）				評議員会（評議員）															
事 務 局 長																			
事務局次長（福祉活動専門員）																			
総務係			地域福祉係			在宅福祉係			管理者（次長兼務）										
			係長（次長兼務）			管理者（次長兼務）			管理者（次長兼務）										
法人運営事業			地域福祉推進事業			居宅			通所介護事業所										
法人運営	職員福利厚生・庶務・会計・その他	指定管理事業（老人福祉センター運営）	日赤・共募・団体事務など	地域福祉推進	地域福祉権利擁護事業	ボランティアセンター運営	福祉金庫貸付事業・生活福祉資金貸付事業	生活困窮者自立支援事業	日赤・共募への協力	居宅介護支援事業（予防介護事業含む）	介護予防はつらつ元気づくり事業								
補助			受託	協力	補助	受託	補助	補助	協力	介保	受託								
主事	主事	事務補助	事務補助	地域福祉活動コーディネーター	地域福祉活動コーディネーター	ボランティアコーディネーター	日常生活自立支援員	生活福祉資金相談員	地域福祉活動コーディネーター	介護支援専門員	看護師・生活相談員・介護職員								
											ミニデイ指導員・看護師								
											栄養士・調理師・調理員								
											訪問介護員								
											訪問介護員								
											訪問介護員								